

社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要（案）

I. 名称、所管

- 番号制度の法律の名称は、通称「マイナンバー法」（正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）とし、国民への浸透を図る。
- マイナンバー法の所管は内閣府とする。
- 個人番号の通知等及び番号カードの所管は総務省とし、法人番号の通知等の所管は国税庁とする。
- 情報連携基盤の所管は内閣府及び総務省の共管とする。

II. 制度の内容

1 総則

（1）目的

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（2）基本理念

個人番号は、

- ① 個人の権利利益が保護されるものであること
- ② 社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係が維持されるものであること
- ③ 行政における申請、届出その他の手続等の合理化が図られること
- ④ 自己に関する個人情報の簡易な確認の方法が得られる等国民生活の充実に資するべきものであること

を基本理念として取り扱う。

2 個人番号

（1）通知等

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに住民票コードを変換して得られる個人番号を定め、書面により通知する。
- 市町村長は、他の個人番号と重複しない個人番号を定めることができるよう、そ

の生成に係る処理を地方公共団体情報処理機構（仮称）（以下「機構」という。）に求めるものとする。

（２）変更等

市町村長は、個人番号の盗用、漏えい等の不正行為による被害を受けたこと等の事情により、個人の権利利益を不当に侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、その者の請求又は職権により、別の個人番号を定め、通知する。

（３）利用範囲

- マイナンバー法の別表に定める社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収事務、防災に係る事務等を行う国の機関、地方公共団体の執行機関、独立行政法人等その他の者及び当該事務に係る申請、届出その他の手続を行う者（代理人を含む。）又はこれらの者からその事務若しくは手続の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、その事務又は手続に必要な限度で個人番号を利用できる。
- 社会保障、地方税若しくは防災に関する事務その他の地方公共団体が条例で定める事務を行う者及び当該事務に係る申請、届出その他の手続を行う者又はこれらの受託者は、その事務に必要な限度で個人番号を利用できる。
- 金融機関は、激甚災害が発生した際、保険金等の支払いを行うために必要な限度であらかじめ当該金融機関が保有する個人番号を利用できる。

（４）安全確保の措置

個人番号取扱者（上記（３）に定める事務及び手続を行う者又は受託者をいう。以下同じ。）は、個人番号の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（５）告知又は提供の要求

- 個人番号取扱者は、利用範囲内で必要があるときは、本人（代理人を含む。以下同じ。）に個人番号の告知を求め、又は番号関係手続（上記（３）に定める手続をいう。以下同じ。）を行う者にその提供を求めることができる。
- 個人番号取扱者のうち政令で定める者は、必要があるときは、住民基本台帳法の定めるところにより、機構に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 何人も、マイナンバー法の規定により情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に個人番号の告知又は提供を求めてはならない。

（６）本人確認の措置

個人番号取扱者は、本人から個人番号の告知を受ける場合、その者から番号カード（個人の氏名、住所、生年月日、個人番号その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード）の提示を受ける方法その他の政令で定める方法により、本人確認の措置を取らなければならない。

3 番号個人情報の保護等

(1) 番号個人情報の保護

イ. 収集等の制限

何人も、マイナンバー法の規定により情報の提供を受けることができる場合を除き、番号個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を収集し、保管してはならない。

ロ. 番号個人情報ファイルの作成の制限

個人番号取扱者等は、番号個人情報ファイルから分離して管理することにより業務の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、当該番号個人情報ファイルに記録された番号個人情報の取扱いについて個人の権利利益を侵害しないための安全確保措置が取られていると認められるときその他マイナンバー法に規定するときを除き、番号関係事務（上記2（3）に定める事務をいう。以下同じ。）及び番号関係手続（以下「番号関係事務等」という。）に必要な範囲を超えて番号個人情報ファイルを作成してはならない。

ハ. 委託

- 番号関係事務等の受託者は、あらかじめ、委託をした個人番号取扱者の許諾を得た場合でなければ再委託をしてはならない。
- 番号関係事務等の委託者は、当該委託に係る番号個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

ニ. 情報保護評価指針

- 番号情報保護委員会は、情報保護評価（下記ホに定める情報保護評価をいう。）のための情報保護評価指針を作成し、公表する。
- 番号情報保護委員会は、技術進歩や国際動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに指針を再検討し、必要が認められれば変更する。

ホ. 情報保護評価

- 行政機関の長、地方公共団体の長等は、番号個人情報ファイルの取扱いが個人の権利利益に及ぼす影響を評価するために情報保護評価を実施し、情報保護評価報告書を作成した上で公表する。

(2) 情報連携

イ. 番号個人情報の提供の制限

(※現行の事務の遂行に支障が生じないように配慮する。)

- 何人も、番号個人情報（個人番号に代えて、番号、記号その他の符号（当該符号の提供を受けた者が当該符号により当該個人番号を特定することができるものに限る。）をその内容に含む個人情報を含む。）の提供をしてはならない。

- ただし、次の場合等は除く。
 - (イ) マイナンバー法の別表に定めるもので情報連携基盤（番号個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行われる場合
 - (ロ) 個人番号取扱者の職員が業務上必要な範囲で同一機関内の他の職員に提供する場合
 - (ハ) 地方税当局間、又は地方・国税当局の間で法令に基づき提供を行う場合で安全を確保するために必要な措置を講じる場合
 - (ニ) 地方公共団体の執行機関が条例により当該地方公共団体の他の執行機関に提供を行う場合
 - (ホ) 住民基本台帳法に規定する事務のために提供を行う場合
 - (ヘ) 個人番号取扱者が番号関係手続を行うため必要な範囲で提供する場合
 - (ト) 個人番号取扱者が委託又は合併等による事業継承に伴い提供する場合
 - (チ) 個人番号取扱者が本人に提供する場合
 - (リ) 個人番号取扱者が人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難な場合
 - (ヌ) 番号情報保護委員会の求めがあり、委員会に提供する場合
 - (ル) 国会の審査又は調査、裁判、刑事事件の捜査、犯則事件の調査又は税務調査、会計検査院の検査その他公益上の必要により提供する場合
 - (ヲ) 番号情報保護委員会の承認を受けた場合
- 情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供等が行われたときは、当該情報の提供等の日時、情報照会者及び情報提供者の名称、情報の種別等を電子計算機に記録し、保存しなければならない。

ロ. 情報連携

- 個人番号取扱者は、番号関係手続を行う者の負担の軽減及び行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号関係手続で重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。
- 情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められた場合は、情報提供者は、情報照会者に対し、当該番号個人情報を提供しなければならない。
- 他の法令の規定により番号個人情報と同じ内容の情報を含む書面を提出するものとされている場合に、情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供があったときは、当該書面の提出があったものとみなす。

ハ. 情報連携基盤

情報連携基盤の所管大臣は、情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められた場合に、①情報提供者、情報照会者及び提供を求められた個人情報の種別がマイナンバー法の規定に該当しないとき、②情報保護評価の規定に違反しているときを除き、本人の個人番号を特定することができる符号を情報提供者及び情報照会

者に通知しなければならない。

二. 秘密の管理

情報連携基盤の所管大臣並びに情報提供者及び情報照会者は、情報連携に係る電子計算機処理等に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ホ. 秘密保持義務

情報連携事務（情報連携基盤による番号個人情報の提供等に関する事務をいう。以下同じ。）又は情報連携基盤の運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た電気計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

へ. 情報連携記録

情報連携基盤の所管大臣並びに情報提供者及び情報照会者は、情報連携の記録（提供日時、照会者・提供者の名称、個人情報の種別等）を記録し、一定期間保存しなければならない。

（3）個人情報保護法等の特例

イ. 行政機関個人情報保護法等の特例

- 番号個人情報の取扱いについて、本人の同意がある場合でも人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合でなければ個人番号を第三者に目的外で提供できないこととする等、より厳格な取扱いとする。
- 任意代理人による番号個人情報の開示請求等を可能とする。

ロ. 情報連携記録についての特例

情報連携基盤上の情報連携記録については、本人の求める方法に応じマイ・ポータル又はその他の方法により開示するものとする。

ハ. 地方公共団体等が保有する番号個人情報等の保護

地方公共団体は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が保有する番号個人情報の適正な取扱いが確保され、番号個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに情報連携記録の開示及び訂正を実施するため必要な措置を講じる。

ニ. 個人情報取扱事業者の義務が適用されない事業者が保有する番号個人情報の保護

- 番号関係事務等のために必要な範囲を超えて番号個人情報を取り扱ってはならない。
- 安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 従業者に番号個人情報を取り扱わせるに当たっては、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 以上は報道目的等の場合、適用除外とする。

4 番号情報保護委員会

(1) 設置

- 内閣府設置法第 49 条第 3 項の規定に基づき番号情報保護委員会を設置する。
- 番号情報保護委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(2) 任務

番号情報保護委員会は、国民にとっての個人番号の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため必要な個人番号取扱者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることにより、国民の権利利益を保護することを任務とする。

(3) 所掌事務

- 番号個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関すること
- 情報保護評価に関すること
- 番号個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること
- その他法律により番号情報保護委員会に属せられた事務

(4) 職権行使の独立性

番号情報保護委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(5) 組織等

- 番号情報保護委員会は、委員長及び最大 6 人の委員をもって組織する。
- 委員長及び委員は可能な限り非常勤を活用する。
- 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 委員会及び委員には、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者が含まれるものとする。

(6) 任期等

- 委員長及び委員の任期は 5 年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、委員長又は委員を任命することができる。

- その場合、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(7) 身分保障・罷免

- 委員長及び委員はマイナンバー法に定めるいずれかに該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがない。
- 他方、内閣総理大臣は、委員長又は委員がマイナンバー法に定める罷免事由のいずれかに該当する場合、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(8) 委員長

- 委員長は、番号情報保護委員会の会務を総理し、番号情報保護委員会を代表する。
- 番号情報保護委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長を代理する者を定めておかななくてはならない。

(9) 会議

- 番号情報保護委員会の会議は、委員長が招集する。
- 委員長及び一定人数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決できない。
- 番号情報保護委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(10) 事務局

番号情報保護委員会の事務を処理させるため、番号情報保護委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。事務局長は、局務を掌理する。

(11) 給与

委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(12) 政治活動等の禁止

委員長及び委員は、在任中、政治活動を行ってはならず、委員長及び常勤の委員は、在任中、兼業営利事業等を行ってはならない。

(13) 秘密保持義務

委員長、委員及び事務局職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(14) 指導及び助言

番号情報保護委員会は、番号個人情報の適切な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、個人番号取扱者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(15) 勧告、命令等

- 番号情報保護委員会は、番号個人情報の適正な取扱いの確保のため必要があると認めるときは、法令の規定に違反する番号個人情報の取扱いを行った者に対し、当該行為の中止等の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- その者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。
- 法令に違反する行為が行われた場合、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為者に対し、当該違反行為の中止等の必要な措置をとるべき旨を命じることができる。

(16) 報告及び立入検査

番号情報保護委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、番号個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、必要な報告、資料の提出を求め、職員に関係する場所に立ち入らせ、質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(17) 内閣総理大臣への意見具申

番号情報保護委員会は、内閣総理大臣に対し、所掌事務の遂行を通じて得られた番号個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べるることができる。

(18) 国会に対する報告

番号情報保護委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(19) 規則の制定

番号情報保護委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別な委任に基づいて、番号情報保護委員会規則を制定することができる。

5 法人番号

(1) 通知等

国税庁長官は、法人等（国の機関、地方公共団体、人格のない社団等を含む。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

(2) 情報の提供の求め

- 行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対し、その保有する法人等に関する情報であつて法人番号により検索することができるもの（以下「番号法人情報」という。）の提供を求めるときは、法人番号を通知して行うものとする。
- 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主

たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる。

- 国税庁長官は、法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得たものに限る。

(3) 資料の提供

国税庁長官は、法人番号の指定又は通知及び公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(4) 正確性の確保

行政機関の長等は、その保有する番号法人情報について、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

6 雑則

(1) 番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、番号カードを交付しなければならない。
- 番号カードの交付を受けている者は、最初の転入届と同時に番号カードを市町村長に提出しなければならない。
- 番号カードの提出を受けた市町村長は、番号カードの記載事項の変更その他市町村長において必要な措置を講じて返還しなければならない。
- 番号カードの交付を受けている者は、番号カードの記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内にその旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村長に届け出るとともに、番号カードを提出しなければならない。
- 番号カードの交付を受けている者は、番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住民基本台帳を備える市町村長に届け出なければならない。
- 市町村長その他の市町村の執行機関は、条例で定めるところにより、番号カードを利用することができる。

(2) 事務の区分

個人番号の通知、変更等の市町村長が処理する事務は法定受託事務とする。

(3) 政令への委任

マイナンバー法に定めるもののほか、マイナンバー法の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は政令で定める。

7 罰則

以下のような行為に対する罰則を設ける。

- 個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が正当な理由なく番号個人情報等を含むファイルを提供したとき
- 個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が業務に関して知り得た番号個人情報等を正当な理由なく提供又は盗用したとき
- 情報連携事務に従事する者等が情報連携事務に関して知り得た電子計算機処理等の秘密を漏らしたとき
- 行政機関の職員等が不当な目的で個人番号が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき
- 人を欺き、暴行を加え、脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の行為により個人番号等を取得したとき
- 偽りその他不正の手段により、番号カードの交付を受けたとき
- 番号情報保護委員会の職員等が職務上知り得た秘密を漏らしたとき
- 番号情報保護委員会による検査を拒むなどしたとき
- 番号情報保護委員会の命令に違反したとき

8 その他

(1) 準備行為

情報連携基盤の所管大臣、国税庁長官、市町村長及び機構は、マイナンバー法の施行の日前においてもマイナンバー法の事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(2) 経過措置

- 情報連携基盤の所管大臣は、情報連携基盤の運用を開始しようとするときは、あらかじめ、番号情報保護委員会に協議しなければならない。
- 番号情報保護委員会の最初に任命される委員の任期には経過措置を設ける。
- マイナンバー法に規定するもののほか、必要な経過措置は政令で定める。

(3) 検討

マイナンバー法の施行後5年を目途として、施行状況等を勘案し、マイナンバー法の規定について検討を加え、その結果に応じて利用範囲の拡大を含めた所要の見直しを行う。

なお、今後、法案策定過程において法技術的な課題が生じた場合には、趣旨を踏まえて対応し、速やかに法案を策定するものとする。

Ⅲ. 制度の施行期日

マイナンバー法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める

日（ただし、一部の規定については、公布の日又は公布の日から起算して3年又は4年を超えない範囲内において政令で定める日等）とする。